

健生食輸発0630第1号
令和8年6月30日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産ほうれんそうのエトフェンプロックス並びにベトナム産ツボクサのクロルフェナピル、テブコナゾール及びブプロフェジン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年6月18日付け健生食輸発0618第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産ほうれんそう及びベトナム産ツボクサのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・韓国産ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエトフェンプロックス
- ・ベトナム産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルフェナピル、テブコナゾール及びブプロフェジン

2. 別表第3への追加

- ・韓国産ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエトフェンプロックス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BUSAN AGRICULTURAL COOP. & FIRE DEPARTMENT」であるものに限る。)
- ・ベトナム産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルフェナピル、テブコナゾール及びブプロフェジン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BINGO EXPORT VEGETABLES JOINT STOCK COMPANY」であるものに限る。)